

今こそ読もう・知ろう! 憲法!



第10回

不快な表現こそ大事?

明日の自由を守る若手弁護士の会
中村 晃基

【憲法 21 条】

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

全15回の憲法の連載も今回で10回目です。前回までは家族・ジェンダーの問題でしたが、今回は表現の自由についてお話しします。

「表現の自由の重要性」とは、表現の自由は各種人権の中でもとりわけ重要な人権の中の一つです。現代ではSNSやブログなどにより個人が様々な発信をして他者から反応を受けています。こうした活動が人格を形成しているといわれています。私が今回連載を担当させていただき、皆さまに伝えたいことを伝える、これもまさに自己表現の一つです。

「自己実現の価値」とは、個人が言論活動などを通じて自己の人格を発展させること、つまり自己実現の価値を高めることです。表現の自由は、個人が自己実現の価値を高めるための重要な手段です。表現の自由は、個人が自己実現の価値を高めるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。



〈なかむら こうき〉

あかり総合法律事務所・弁護士（広島弁護士会、2010年弁護士登録）。2015年7月～2021年6月まで福山市情報公開審査会委員を務め、在任中、公文書不開示決定等を取り消す答申に数多く関与した。事務所近隣地域の憲法カフェも担当。通常業務は交通事故・相続・企業案件が中心。

15人の裁判官のうち11対4で有罪となりましたが、無罪の意見を述べた裁判官は、表現の自由を配慮してわいせつ物頒布罪の適用範囲を大幅に制限すべきという考えでした。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

「知る権利」とは、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させること、つまり知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させることです。知る権利は、個人が知る権利を行使し、情報を得て人格を発展させるための重要な手段です。

申込受付中!

保険医年金

予定利率 1.140%

※7月1日から適用 (6/30まで1.259%)
【短期のご加入では積立金が掛金を若干下回ります】

着実な老後設計に一時払も好評です!

加入期間	元利合計
5年	1,030,600円
10年	1,085,800円
20年	1,205,200円

「一時払」
2口100万円を預けると

加入口数 ●月払い: 1口1万円(通算30口まで)
●一時払: 1口50万円(毎回40口まで)

加入資格 満74歳までの協会会員
※月払増口、一時払申し込みは満79歳まで

※ここでご案内しました内容は、制度概要を説明したものです。ご加入条件、お支払い条件等については、パンフレット・申込書等を必ずご確認ください。

自在性が魅力!

- 年金受給時には10年・15年定額型、15年・20年逡増型の4種類から選択。
- 急な出費にも1口単位で解約可能(手数料不要)。
- 払い込みが困難なときに掛金中断、余裕ができたときに掛金再開(手数料不要)。
- 万一の時はご遺族に全額給付。

【おねがい】

※普及委託生命保険会社4社の職員が保険医年金のおすすめで診療所等を訪問した際は“**共済制度普及社員証**”を必ずご確認ください。何卒ご面談頂きますようお願い申し上げます。

★保険医年金のお問合せは、大阪府保険医協会／共済部 (☎06-6568-7721) まで